

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和7年(2025年)12月22日

宇部市議会議長 山下節子様

産業建設委員長 志賀光法

記

事件の番号	件 名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第114号	宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例中一部改正の件	原案可決	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第123号	宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所に係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第124号	宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅に係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第125号	中央公園に係る指定管理者の指定の件	原案可決	中央公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。